

【令和8年3月1日から】

林野火災注意報・林野火災警報

の運用開始について

林野火災による被害を防ぐため、火の使用が制限される日があります。

林野火災が起きやすい気象条件のとき、危険度に応じて注意報・警報を発令します。

林野火災警報が発令されている間は、屋外における火の使用が制限されます。

警報→罰則あり

注意報→努力義務



火の使用制限の対象となる行為



たき火



草焼き



火遊び



(山林・原野)
喫煙



火の使用制限の対象に含まれない行為

※正しい使い方で安全に使用する場合に限ります。



BBQ



七輪



カセットコンロ



ガスバーナー

林野火災警報中に
制限を守らない場合
罰則が科されることあります。

火を使用する設備器具を本来の
使用法で使用し、火の粉が遠くへ
飛びにくいものに関しては、
制限の対象とはなりません。

林野火災注意報と林野火災警報



林野火災注意報

気象状況が林野火災の予防上
注意を要すると認められるとき

雨量が
少ない

乾燥
注意報

努力義務

火の
使用制限



林野火災警報

気象状況が林野火災の予防上
危険であると認められるとき

雨量が
少ない

乾燥
注意報

強風
注意報

義務

火の
使用制限
罰則あり

発令区域

三原市全域

発令期間

1月～5月

広報

消防本部
ホームページ

メール配信
【火災情報】

三原市
公式SNS

音声
告知放送

消防車
広報

3月を火災予防強化月間とし、特に3月1日から7日までを火災予防週間として、火災予防運動を行います。火災予防へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問合せ先 消防本部予防課 64-5927】

林野火災注意報・警報制度 がはじまります

令和8年3月1日から
発令されます

林野火災注意報

火の使用制限の努力義務

林野火災警報

火の使用が制限されます

わずかな火が、命と生活を脅かします